

令和7年6月2日

報道機関各位

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙に  
おける投票用紙の誤交付について

1. 概要

和歌山県知事選挙において、有田市内の投票所で、投票ができない県外転出者に対し、投票用紙を誤って交付する事象が1件発生しました。

2. 発生日 令和7年6月1日（日）

3. 場所 有田市第15投票所

4. 原因

県外へ転出した者について、選挙人名簿との対照の際に、県外転出の表示を見落とし誤って投票用紙を交付しました。

5. 再発防止に向けた取組

今後、このような事態が再発することがないように、選挙人名簿対照の際には、投票ができることの確認を徹底するとともに、疑義が生じた場合は選挙管理委員会で確認します。

6. 投票の取り扱い

投票用紙が特定できないため、他の投票と同様に取り扱いました。

7. 有田市選挙管理委員会コメント

この度、投票所において投票用紙誤交付という事象を発生させ、大変申し訳ございませんでした。今後は、このようなミスが起こらないよう、選挙事務の適正な管理執行について、選挙事務従事者の指導を徹底し、選挙の信頼確保に努めてまいります。

----- この件に関するお問合わせ先 -----

〒649-0392 有田市箕島50番地

有田市役所 選挙管理委員会

TEL：0737-22-3551